

# 令和2年度 生活再建支援相談事業 募集のご案内

平成22年6月に改正貸金業法が完全施行され、多重債務の相談件数は減少傾向にありますが、クレジットや消費者ローン、奨学金などの返済が困難となっている多重債務者をめぐる諸課題が、依然として深刻な社会問題となっています。そのため、これまで進めてきた多重債務者対策を継続し、多重債務者予備軍ともいえる生活の立て直しが必要な人をも含めた対策が必要となっています。

県では、現に多重債務に陥っている人やローンの返済等に悩む方が、生活の見直しにより自立した生活を営めるよう支援していくため、債務整理などの法的解決に加え、その背景となった多様な要因に応じた、きめ細かな対応が可能な相談体制を整備していくことが最も重要であると考えています。

そこで、家計管理などを含む生活再建にまで踏み込んだ支援や様々な課題の解決に向け、平成20年度から2年間NPO等との協働事業として多重債務者対策に取り組み、平成22年度からは多重債務者の救済とその生活再建に向けた支援策だけでなく、ローンの返済等に悩む方にまで範囲を広げて、生活再建にまで踏み込んだ相談を実施してまいりました。令和2年度においても、生活再建支援相談に精通した団体に業務委託して相談を実施することで、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施している機関等、関係機関と連携し、多重債務やローンの返済等に悩む方の生活の立て直しを図るとともに、県・市町村における取組みを推進してまいりたいと考えています。

このような考えに基づき、生活再建支援相談事業の委託を行うに当たり、最もふさわしい団体を選定するために、「令和2年度生活再建支援相談事業の実施に関する企画提案募集要項」のとおり、公募により具体的な企画を募集します。

なお、令和2年度生活再建支援相談事業にかかる令和2年度の予算案については、令和2年第1回神奈川県議会定例会の審議を経て決定されます。

## 【事業応募書等の提出期限】令和2年2月20日（木）17時

※事業の応募には、令和2年2月18日（火）正午までに参加意思表明書の提出が必要です。

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課  
(かながわ中央消費生活センター)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階

電話 045-312-1121 内線 2652 Fax 045-312-3506

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/ent/f370210/>

## 令和2年度生活再建支援相談事業の実施に関する企画提案募集要項

### 1 事業名

令和2年度生活再建支援相談事業

### 2 事業概要

今回公募する企画は、次の事業を全て含むこととします。

#### 「生活再建支援相談」の企画・実施

家計管理等を含む多様な要因に応じた個別支援に精通した団体が債務整理や生活再建に欠かせない相談助言体制を整備し、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施している機関等、関係機関と連携して多重債務者等の自立や生活の立て直しに向けた相談機会を確保したいと考えています。

なお、電話相談には、市町村の多重債務相談窓口の相談員等への助言も含まれます。

相談窓口設置の条件は次のとおりです。

#### ア 電話相談

【相談日】原則として、令和2年4月1日（水）～令和3年3月29日（月）までの間で、かながわ県民センターが開館している月曜日、木曜日（100日間）に相談を実施できる体制を確保する。なおその日が祝日に当たる場合は翌日に実施する。（5月5日、7月24日、9月22日を除く）

【相談時間】13時から18時。ただし、12月28日は17時終了とする。

【相談場所】神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課小会議室

【電話回線】1回線（県が用意し、回線使用料も負担する。ただし受信専用）

#### イ 面接相談

【相談日】令和2年4月1日（水）～令和3年3月14日（日）までの間で、かながわ県民センターが開館している日（336日間）に相談者と調整したうえで、面接相談対応できる体制を確保する。面接日は、原則月、木、土、日曜日とし、原則毎月1日以上設けることとする。

【相談時間】月、木は9時30分から20時、土、日は9時30分から17時までの間で、相談者と調整したうえで、決定する。

ただし、12月28日は17時終了とする。

【相談場所】神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課小会議室  
（原則として、平日は1室、土・日・祝日は2室使用可能）

#### <特別相談会>

・県が県内で実施する特別相談会に出向き面接相談を実施します。特別相談会へ出向く回数は、9回程度を予定しています。

※ 施設の点検、改修等の理由により消費生活課小会議室が使用できない場合については、県が用意した代替場所で面接相談を実施するものとします。

※ かながわ県民センターの休館日は次のとおりです。

- ・ 年末年始 令和2年12月29日(火)～令和3年1月3日(日)
- ・ 設備点検日 令和2年4月19日(日)、6月21日(日)、8月16日(日)、10月25日(日)、12月20日(日)、令和2年12月28日(月)の17時以降、令和3年2月21日(日)

### 3 事業に要する経費

#### (1) 委託料

県が支払う委託料の上限額は2,530千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

#### (2) 対象となる経費

上記金額で支払うことを想定しているのは、今回応募する事業において直接要する経費であり、次のとおりです。

ア 相談員（法律専門家、ファイナンシャルプランナー等）謝金

イ 交通費

ウ 消耗品費（事務用消耗品購入代等）

エ 印刷製本費（相談カード等）

オ 通信運搬費（電話回線使用料、インターネット接続料等、事業実施に直接必要なものに限る）

カ 会場使用料

キ 一般管理費

※ 団体の維持・運営に要する経費（団体等の事務所の賃借料、光熱費等の管理費）や今回応募する事業と直接関わりのない事業に要する経費は対象外です。

#### (3) 支払時期

委託料の支払いは4回に分けて行います。なお、支払いは四半期ごとに適法な請求書を受理した日から30日以内に概算で行い、事業終了時に事業実績に基づき精算を行います。

### 4 事業実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月29日まで

### 5 応募資格

応募できる団体は、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 神奈川県の名指停止期間中でないこと。
- (3) この募集案内に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 多重債務者等の救済と生活再建支援に実績のある法人であること。
- (5) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2

条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと。

- (7) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の名等々を神奈川県警本部に対して照会を行うことについて同意できること。
- (10) 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (12) 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

## 6 応募手続き

参加意思表明書を提出し参加の意思表示をした後、企画提案に係る書類を提出してください。なお、この企画提案募集に関して質問がある場合は、次により受け付けます。

### (1) 参加意思表明書等の提出

#### ア 提出期限

令和2年2月18日(火)正午まで (必着)

#### イ 提出方法

「参加意思表明書」(様式1号)及び「誓約書」(様式2号及び様式2号―別紙)を消費生活課へファクシミリ、郵送又は持参してください。ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐためファクシミリ送信後、電話で送付の旨を御連絡ください。

### (2) 質問書の提出及び回答

#### ア 提出期限

令和2年2月18日(火)正午まで (必着)

#### イ 提出方法

「質問書」(様式3号)により消費生活課へファクシミリ、郵送又は持参してください。ファクシミリの場合は未到着等の事故を防ぐためファクシミリ送信後、電話で送付の旨を御連絡ください。

#### ウ 回答方法

質問書の回答を集約して、参加意思表明書を提出した全ての者に、令和2年2月19日(水)までにファクシミリで回答します。

### (3) 事業応募書の提出

#### ア 提出期限

令和2年2月20日(木)17時まで (必着)

#### イ 提出方法

直接持参

受付時に提出書類の確認をさせていただきます。事前に電話でご連絡いただいたうえで来所してください。郵送、ファクシミリ、電子メール等では受け付けません。

ウ 提出書類

- (ア) 事業応募書 (様式4号)
- (イ) 団体調書 (様式5号)
- (ウ) 事業計画書 (様式6号)
- (エ) 収支予算書 (様式7号)
- (オ) 団体の定款、会則、これまでの活動実績がある場合には過去3年の収支決算書等
- (カ) 会報やチラシ、報告書、新聞記事等がありましたら、その中から活動が分かりやすく伝わる資料を選んで、A4判にコピーしたものを添付してください。A4サイズ以外の資料は、拡大又は縮小してA4判の大きさに揃えてください。

エ 提出部数

2部 (1部はコピー)

※ 各種様式等は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370210/>

※ 提出していただいた応募書類は、原則として返却いたしません。

## 7 審査方法

応募のあった提案事業について、別に定める審査会で審査をします。審査方法は書類による第1次審査と、プレゼンテーションによる第2次審査とします。

### (1) 第1次審査

応募のあったすべての事業計画のうち予算額の範囲内のものについて、外部委員を含めた委員から構成される審査会による書類審査を行います。

書類審査にあたっては、審査会の各委員が次の評価基準により点数評価を行い、第2次審査対象団体として選定し、3月上旬までに結果を連絡します。選定された団体には、第2次審査会の実施日時及び場所もあわせてお知らせします。

### ○ 評価項目

基本的な視点	評価項目		配点
テーマの理解と 事業効果  (20点)	救済と生活再建支援に向けた視点	この事業の目的と趣旨を理解して企画立案されているか等	5点
	企画内容・手法の妥当性	企画内容、事業実施方法が実施目的の達成に適したもののか等	5点
	企画全体に対する共感性	事業実施の意欲、企画の独創性、斬新性等、企画に魅力があるか等	5点
	県事業の受託の視点	県事業の受託の視点を理解しているか等	5点
事業実行力  (10点)	組織の信頼性	団体として、事業を実施できる人材、体制が整っているか、相談・参加しやすさへの配慮等	5点

	組織の専門性	事業を実施する上で専門的な知識や経験を有しているか等	5点
団体としての安定性 (10点)	活動実績	団体及び構成員の活動歴、相談、研修等の開催実績等	5点
	運営基盤	団体の予算、決算状況、各年度の事業計画を確実に執行していること等	5点
法令などの遵守 (5点)	諸規程の整備状況など	団体の諸規程が適切に整備されているか、個人情報を適切に取り扱う考え方が確立されているか等	5点
事業経費の節減 (5点)	事業経費節減への工夫	事業経費を節減するための工夫がなされているか等	5点
合 計			50点

## (2) 第2次審査

第1次審査で選定された団体について、個別にプレゼンテーションを行い、第1次審査の結果とあわせて総合的に審査し、委託する団体を選定します。なお、第1次審査で選定した提案が1団体のみの場合であっても、原則としてプレゼンテーションを実施いたします。審査結果は、令和2年3月下旬に郵送でお知らせします。

※ 個別プレゼンテーションに要する経費、機器は各自のご負担となります。

※ 審査の過程で、応募された事業計画のうち、事業の趣旨に相応しい部分のみを限定して選定する場合等もあるため、収支予算書に記入した額がそのまま県が支払う金額になるとは限りません。また、何らかの条件が付けられた上で選定されることがあります。

## (3) 参加が無効になる場合

参加意思表明書及び企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 委託料が上限額を超えるもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 応募資格のないもの

## 8 県民への情報提供

事業の透明性を確保するため、応募のあった団体の名称及び事業計画の概要、選定された団体の名称、実施した事業の結果をホームページ等で県民に公表します。

## 9 契約手続

委託先として決定された者は、県と契約を締結することとします。

契約の締結は、当該契約に係る令和2年度予算成立時以降に行うこととします。

なお、県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。

委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第19条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(契約の効力の遡及)

第29条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第1条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

※なお、契約期間の開始日については、令和2年4月1日を予定していますが、変更となる場合があります。その際には、県と協議のうえ、別途定めることとします。

## 10 スケジュール（予定）

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 事業応募書等の受付     | 令和2年2月7日（金）～      |
| (2) 参加意思表明書等の締め切り | 令和2年2月18日（火）正午まで  |
| (3) 事業応募書等の締め切り   | 令和2年2月20日（木）17時まで |
| (4) 第1次審査         | 令和2年2月下旬          |
| (5) 第2次審査         | 令和2年3月11日（水）      |
| (6) 審査結果の通知       | 令和2年3月下旬          |
| (7) 契約日           | 令和2年4月1日（水）       |

## 11 その他

- (1) 応募に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 質問は参加意思表明書の提出期限内に受け付けます。
- (3) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めません。
- (4) 必要に応じて出納簿等の確認や現地調査を行う場合があります。
- (5) 事業実施に当たっては、その履行を第三者へ再委託することを禁止します。
- (6) 事業実施に当たっては、別添の「特記事項」を遵守してください。
- (7) 事業完了後に相談概要を分析した報告書（内容については、事業実施後発注者との協議により決定）を提出してください。
- (8) 事業完了後に事業実績報告書（様式8号）、事業収支計算書（様式9号）を提出してください。

## 12 問合せ先・書類の提出先

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）  
住 所 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階  
電 話 045-312-1121 内線 2652（相談第一グループ）  
ファクシ 045-312-3506